

昭和三十九年十一月

四日市市議会会議録目次

	ページ
会議録署名議員の指名について	九
会期の決定について	九
助役の選任について	〇
監査委員の選任について	一
常勤の監査委員の給与等に関する条例の制定について	二

昭和三十九年十一月十三日

四日市市議会臨時會會議錄

四日市市議會

昭和三十九年十一月四日市市議會臨時會議事速記録

○昭和三十九年十一月十三日(金曜日)午後二時三分開會

○出席議員(三十三名)

中	坂	宮	鈴	伊	志	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	酒	米	
島	上	崎	木	藤	積	多	田	井	垣	谷	村	井	田	田	
忠	長	春	愛	太	政	久	妙	祐	安	与	昌	昌	好	兼	
勝	十	郎	吉	次	郎	一	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
															記

○議案説明のため出席した者（八名）

市	助	助	収	総	総	秘	人
長	役	役	入	務	務	書	事
			役	部	課	課	課
				長	長	長	長
平	二	庄	川	岩	天	阿	佐
田	宮	司	崎	野	野	南	々
佐		良	祐	見	正	輝	梟
矩	力	一	男	齊	春	彦	精
君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（四名）

前	田	須	増
川	村	藤	山
辰	末	総	英
男	松	太	一
君	君	郎	君

渡部 権太郎 君

野	日	荒	矢	伊	大	前	加	山	高	笠	服	橋	永	谷	訓	味	山
崎	比	木	田	藤	島	川	藤	中	橋	田	部	部	田	田	口	岡	本
貞	義	武	繁	泰	武	宗	定	忠	伊	七	昌	興	利	專	也	一	宋
芳	平	治	一郎	一	雄	雄	一	一	祐	衛	弘	隆	九	男	郎	一	君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

暫時、休憩いたします。

午後二時四分休憩

午後三時四分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程才三、議案才百三十九号助役の選任についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百三十九号は、きたる十五日をもって任期満了となりますので、新たに岩野見齊氏を選任し、庄司良一氏を再任したいと存じますので、ここに御同意をお願いするものであります。

○議長（錦安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。それでは……。（「議長」と呼ぶ者あり）

発言ですか。（大島武雄君）はい。ちょっとお伺いしたいと思います」と呼ぶ

大島議員。登壇してください。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 市長の提案のように岩野塚総務部長が助役に選任になるわけですが、これでいまお伺いするの

は、ここでお伺いしているかどうか、それはちょっと私自身判断がつかませないので、お願いできれば御返事いただきたい、このように思うわけですが、当然、総務部長という役職もですね、ここに重要な問題として起きてくるのではないだろうか、このように考えるわけでありませぬ。

そのように、総務部長の後任ということもひとつできればお伺いしたいわけですが、それによってまた――
違いますか。では、その点は取り消します。

○議長（錦安吉君） 質疑なしと認めます。

議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。それでは、採決を行ないます。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百三十九号助役の選任については、これに同意するのとに決定いたしました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程才四、議案才百四十号監査委員の選任についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百四十号は、常勤の監査委員に二宮力氏を選任いたしたく存じ、ここに御同意をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしの声もございませぬので、質疑なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。それでは、採決を行ないます。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百四十号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程才五、議案才百四十一号常勤の監査委員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君） 議案才百四十一号は、監査委員の給与等に関する条例の制定案で、地方自治法の改正趣旨を尊重し、監査機能を充実せしめるため常勤の監査委員に対する給与並びに諸手当等の支給について定めようとするものであります。

どうかよろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（錦安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「議長」と呼ぶ者あり）

橋詰議員。

「橋詰興隆君登壇」

○橋詰興隆君 原案の才一条でございますが、今回初めて実施をするという段階になるわけでございますので、金額がいくらかということとは別にしまして、「常勤の監査委員の給料は、市長がこれを定める」と、こういう原案でございます。

そこで、お尋ねしておきたいのは、おおよその基準と申しますか、水準と申しますか、これらが現在市長ほどの程度に考えてみえるかということをお尋ねしておきたいと思っております。つまり、他の職員等との関連等をどの程度にみえておられるかということでございます。

できましたら、すでに腹案等があれば出していただければ幸いです。どう思われますか。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君） いろいろの事例をさらに取り調べまして、なるべく中庸をえたふうに定めていきたいと思う

ておりますんですが、だいたい各都市の例を見ましても、常識といたしましては、非常勤の方から見ますということとまあ倍額ぐらいがほしいのその標準になっておるように心得ておりますので、そういうような標準で勘案をしたいと思います、こういうふうに考えさせていただきたいと思えます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いまのお答えからいきますと、まだ具体的には考えていないようでございますが、なにか自主性が無い感じがいたします。

そこで、ひとつ考え方がいいますか、兼ねて申し上げておきたいのですが、この常勤の監査委員を置くという法改正の趣旨からいきますと、私の判断では相当重要なポストであろうと、こういうような気がいたします。そうしますと、その職務を遂行するために社会的な生活ができる、評価ができる。あるいは体面が保てると、こういったことが百パーセント保証され、任務が完全に遂行できるだけの給与を出す必要があると、こういう気がいたします。

で、将来のことを考えますと、いろんなケースが考えられますけれども、かりに他のほうからの所得があるんだとあるいは比較的たくさんさんの資産があるんだと、こういった方も出る可能性があらうかと思えます。そういったことも勘案をしながら給与をきめるといふ考え方をするのか、あるいは先ほど申し上げましたように、そのポストが社会的な評価にたえると、こういった面で百パーセントそれを給与の基準にするのかと、こういったところをですね、いかにように考えておられるのかと。

私は、いまいきました後者のほうが正しかろうという気がいたします。そこらあたりもう一回、市長の基本的な考え方だけを尋ねておきたいと、こう思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいまの仰せのとおり、やはりその方が常勤の監査委員として立っていけるという建て前のほうが正しいんではないかと、こう思います。仰せのとおり特別の場合が出ましたときには、その必要がなくともやれるんだというようなときには、無理にお金を出す必要もないと思えます。

しかし、常道といたしましては、ただいま仰せられましたように、やはりその方の地位を保ってりつぱにやっているというお取り扱いをさしていただいたほうがいいと、こういうふうに考えさせていただいております。（橋詰興隆君「了承」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　他に御質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の採決を行ないたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。それでは、採決を行ないます。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百四十一号常勤の監査委員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会談を閉じ、十一月臨時会を閉会いたします。

午後三時十七分開会

右、地方自治法ヲ百二十三条ノ二項ノ規定に基つき署名する。

署名議員	四日市市議会議長
高橋	錦
伊祐	中安
	一吉